

「国と地方の協議」(平成27年春)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解							指定自治体の回答		内閣府整理	
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実施 C:代替案の提示 D:現行法令等で対応可能 E:対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が検討							【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他		【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント
とやま地域共生型福祉推進特区	27101	認知症対応型共同生活介護利用者の居宅サービス利用	<p>住み慣れた身近な地域にあるグループホームで高齢者が安心して暮らし続けるため、外部から居宅サービスの提供を受ける必要がある場合に、認知症対応型共同生活介護事業者がその費用を負担しなければならない現行制度を見直し、福祉用具貸与や訪問看護などの利用を認め、介護報酬の対象とすること。</p> <p>入居者の居宅サービスの利用が難しいのであれば、入居者の状態の変化(重度化、医療的ケアの必要など)に対して、事業所の負担で個別に福祉用具貸与や訪問看護が提供できる新たなサービス体制を整える事業所に対して個別加算する仕組みを構築すること。</p> <p>これにより、グループホームでのサービスが多様化し、入居者は状態の変化に応じた適切なサービスを受けることができるようになり、ひいては、地域包括ケアの理念にも合致し、総合特区の目的である地域共生型社会の実現に寄与するものと考ええる。</p>	<p>高齢者が身近な地域で生活を継続するためには、多様なサービスの提供・展開が必要である。</p> <p>認知症対応型グループホームにおいて、入居者のニーズに応じてきめ細かくサービスを提供できるよう環境を整備することが課題解決に資するものと考ええる。</p>	1回目	厚生労働省	厚生労働省 認知症・虐待 防止対策推 進室	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(省令)第99条第2項	F	-	-	認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従事者以外の者による介護を受けさせてはならない。	c	<p>・高齢者が身近な地域で生活を継続するためには、多様なサービスの提供・展開が必要ことから、本県は、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)において、入居者のニーズに応じてきめ細かくサービスを提供できるよう環境を整備すべきと提案した。平成27年4月の介護報酬改定により、看取り介護加算の充実が図られたことは、本県提案の内容とは異なるものの、改善をもたらす対応と考える。</p> <p>・一方で、近年、認知症対応型共同生活介護を利用する入居者の身体的な重度化が進行し、医療ニーズが増大している。この認識の下、第102回社会保障審議会介護給付費分科会では、「酸素療法、カテーテル、疼痛の看護など重度化した医療ニーズのある入居者に対応する医療連携をどのように考えるか」「制度創設当初と比較して入居者の要介護度の重度化により、備え付けの福祉用具では対応が困難となっている実態を踏まえ、どのように考えるのか」が主な論点となった。また、厚生労働省が平成25年度に行った「認知症対応型共同生活介護のあり方に関する調査研究事業」では、入居者の身体状況に関わらず、全て備え付けの福祉用具で対応している事業所が全体の1/4弱(23.7%)あったとの調査結果を得ている。これらを踏まえ、入居者の約4割が3年以上にわたり入居する中で、死亡前の一時期だけを評価する対応では不十分と考える。</p> <p>・認知症高齢者への対応をより適切に行うための対応策の一つとして、本県の提案は有効かつ効果的であり、特区内にこだわらず全国で実施しても差し支えないものと考え、認知症対応型共同生活介護を利用する入居者の身体的な重度化の進行に伴う対応について、次期介護報酬改定(平成30年度)を見据えて議論されるのであれば、議論のための調査をどのような内容で行うのか、ご教示いただきたい。</p>		
					2回目	F	-	-	平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において、グループホーム入居者の認知症の容態に応じて、適時適切に医療・介護等が提供される仕組みや、個別ケア、地域との関わり方等については、自治体、事業者を対象に調査を実施することとしており、その結果等を踏まえ、本サービスの今後の位置づけ・機能やあり方について、次期介護報酬改定(平成30年度)を見据えて議論がなされていくものと考えている。	d	<p>本県が前回の回答で指摘した第102回社会保障審議会介護給付費分科会での主な論点や、平成25年度「認知症対応型共同生活介護のあり方に関する調査研究事業」の調査結果への対応については、次期介護報酬改定(平成30年度)を見据え、議論の前提となる実態把握が、平成27年度「厚生労働省老人保健健康増進等事業」によるグループホームに関する調査で行われるとのことであるから、本提案については、調査内容・結果を踏まえた上で協議を継続したい。</p>	<p>厚生労働省は、自治体の提案に対して、次期介護報酬改定(平成30年度)を見据え、議論の前提となる実態把握を、平成27年度「厚生労働省老人保健健康増進等事業」によるグループホームに関する調査を行うこととしており、自治体が了承したことから協議を終了する。なお、厚生労働省は自治体に調査結果等について適宜情報提供を行い、自治体我希望する場合は、改めて協議を行うこととする。</p>	iv			